



除雪にご協力をお願いします！

・本市では、市民の皆様がより安全で安心して生活できるよう、バス路線や主要な幹線道路を中心に、事前に定められた路線の除雪や凍結防止剤散布を行っております。しかし、行政ですべての道路を除雪することは困難なため、市民の皆様と行政が一体となって除雪に取り組めるようご協力をお願いします。

スムーズな除雪作業を行うために5つのご協力をお願いします。

①【道路への雪出しはやめましょう】

道路に雪を出すと、幅員が狭くなったり、除雪をしてもまた凸凹になってしまい、交通事故や渋滞の原因になってしまいます。



②【路上駐車はやめましょう】

除雪車が通れなかったり、作業の遅れの原因になってしまいます。

③【玄関先の除雪は各戸でお願いします】

除雪作業は、交通の確保をするために道路上の雪を道路端に寄せる作業のため、玄関先に雪が寄せられてしまうことがあります。限られた時間の中での作業ですので玄関先の除雪につきましては地区の皆様のご協力をお願いします。



④【安全運転を心掛けてください】

雪道での急発進・急加速・急停車は交通事故のもとです。道路状況をよく確認し、車間距離を広くとるなどを心掛けてください。

除雪作業中の車両に対する無理な追い越しは非常に危険なため後方でお待ちいただくようご協力をお願いします。



⑤【水路への雪出しはやめましょう】

水路に雪を捨てると、下流側であふれてしまうことがありますので水路への雪出しはご遠慮ください。

市民の皆様へのお願い



道路の路面は、雪が降ったり、気温が低くなると道路のひび割れが発生しやすくなります。ひび割れは雪が降ってしまうと補修ができなくなりますので、見かけた際は維持課までご連絡をお願いします。



ひび割れを見かけたらご連絡をお願いします！

【凍結防止剤の配布を行っています】

凍結防止剤とは、凍結した路面や圧雪された路面の氷を融かしたり、路面で融けた水を凍りにくくするものです。

本市では、交通量の多い幹線道路や急な坂道、日陰部等から選定した路線に凍結防止剤を散布しています。地区内の生活道路につきましては、地区の皆様のご協力をお願いします。

凍結防止剤については、町会長や町会役員の方から必要な数をご連絡いただければ市で用意します。なお、個人の方への配布はできませんので、予めご了承ください。まく量は、1平方メートルあたり20～30グラム（1握り）を目安に道路上に散布してください。

●お問い合わせ

松本市役所 維持課・維持担当

TEL 34-3244 FAX 33-2939